

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年10月18日付け及び同月28日付けの各保護変更決定通知書（保護変更日を同年11月1日及び12月1日とするもの。以下順に「本件処分1通知書」及び「本件処分2通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下順に「本件処分1」及び「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、それぞれの取消しを求めているものと解される。

生活保護における最低生活費は13万円のはずであるが、令和4年4月に何の前触れもなく、約4万円が減額された。これは、区役所のミスにより、生活扶助を住宅扶助に計上していたことから起こったようである。

また、光熱費、日用品費、食費の高騰により、現在の保護費では人並の生活ができない。まともな食事等ができず、借りている都営住宅の家賃の支払いも滞ってしまい、毎日ビクビクしながらの生活を送っている。保護費の見直しまでの金額（令和4年3月）に戻してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2

項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年 9月25日	諮問
令和5年12月11日	審議（第84回第3部会）
令和6年 1月16日	審議（第85回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 冬季加算

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イは、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たるとしている。また、同・(1)・ア・(ア)・第2類は、東京都内（VI区）の1級地（請求人の居住する〇〇区は、これに該当する。保護基準別表第9。）における冬季加算は、1人世帯について、11月から翌年3月までに限り月額2,630円を計上することとしている。

(3) 期末一時扶助

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・アは、期末一時扶助費は12

月の基準生活費の算定に当たって計上することとしており、〇〇区が該当する1級地―1の区分の1人世帯では、14,160円となる。

(4) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、①保護変更日を11月1日として冬季加算を認定する保護変更を行い（本件処分1）、②同じく12月1日として期末一時扶助を認定する保護変更を行った（本件処分2）ことが認められる。

東京都内の1級地については、冬季加算は11月から計上するとされ（上記1・(2)）、期末一時扶助は12月の基準生活費の算定に当たって計上するとされているところ（同・(3)）、本件各処分はいずれも保護基準に従って適正になされたものである。

次に、保護費の算定についてみると、生活扶助の一部である基準生活費は、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で算定された77,240円（冬季加算を含まない金額）である。そして、計上されている冬季加算及び期末一時扶助も、保護基準に定められている適正な額であり、その他についても違算は認められない。

したがって、本件各処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求人の最低生活費は約13万円であり、現在の保護費はそれと比べて少ないこと、食費等の高騰により生活ができないことを理由として、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、請求人の基準生活費は79,870円（冬季加算を含む。以下同じ。）であり、本件各処分のいずれにおいても、請求人の保護費が保護基準に従って適正に算定されていることは、上記2のとおりである。

また、請求人は、令和4年4月に保護費が約4万円減額されており、

同年3月までの保護費に戻してほしいとも主張している。

この主張は、本件各処分とは関係のないものであるが、念のため、審査会が確認したところによると、確かに、請求人の保護費は、令和4年4月1日を変更日とする保護変更決定処分により、住宅扶助費が50,800円から18,000円へと変更された結果、減額となったことが認められる。しかし、これは、請求人の住宅扶助費について、令和4年3月分まで処分庁が誤って50,800円と認定していたものを、同年4月分から、請求人が賃借している住居の家賃である18,000円に是正したことによるものである。つまり、請求人に支給されるべき保護費は、基準生活費79,870円に住宅扶助費18,000円を加えた97,870円であって、最低生活費が13万円ということではないから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一